

# グリーンアクションパートナー事業（事業者の環境への取り組みの支援事業）

この事業は、環境に配慮した事業活動を行う事業者の皆さんを都留市が支援することで、環境活動に取り組む事業者数の増加と都留市環境基本計画の推進を図り、都留市の環境像の構築を目指します。

## ○グリーンアクションパートナーとは？

環境に配慮した事業活動を行う事業者のことです。提供する製品やサービスが環境に負荷を与えないものであるとともに、それらを提供する過程でも、できるだけ環境に負荷を与えないような事業活動を行う事業者を指します。

### 対象者

店舗、事務所または事業所で事業活動を行っている事業者です。株式会社か有限会社か、法人格があるかないか、営利か非営利かなど一切問いません。店舗、事務所または事業所を自家所有している必要もありません。小売店や保険事業所などのほか、事務所を借りて活動しているNPOや診療所、学校などもすべて対象になります。

## ○グリーンアクションパートナー事業は何をするの？

市へ届ける次の区分に応じた環境に配慮した事業活動を行います。

### 活動内容

Iステップ 事業者が自ら最低3つ以上の環境配慮に関する取り組み目標を決めて、目標達成に取り組みます。

IIステップ 環境省が作ったプログラム「エコアクション21」に基づいて事業者が自ら『環境行動計画』を作り、計画で決めた環境配慮に関する目標達成に取り組みます。

## ○費用はかかるの？

Iステップ活動の届け出には、費用はかかりません。

IIステップ活動の届け出（環境活動評価プログラム（エコアクション21））の認証登録費用を助成することができます。

## ○グリーンアクションパートナー事業に参加するメリットは？

グリーンアクションパートナーになる意義は、単に「義務を果たす」ということだけではありません。まず、店舗やオフィスで使用する電力やガソリン、天然資源である紙製品の使用量を減らすことが求められますので、大幅なコストの削減が期待できます。次に、大規模企業を中心に取引先にISO14001などの取得をはじめとして環境配慮事業者であることの証を要求することが著しく増えています。グリーンアクションパートナー事業への参加は、計画を着実に実施していただければ環境配慮事業者であることの証になります。市は、広報、ホームページなどで広く市民に参加事業者をご紹介します。

## ○グリーンアクションパートナー事業に参加するには？

所定の書類を市民生活課環境創造室へ届けてください。届け出書類はすべて都留市のホームページから入手いただけます。記入いただいた届け出書類をEメールで市民生活課環境創造室へお送りください。

## ○届け出後には何をすればいいの？

届け出1年後に、必ず市民生活課環境創造室へ取り組み状況を所定の書類でお送りください。これを忘れると、参加を取り消す場合があります。

## 不燃ごみの出し方について

3月4日に不燃ごみ処理施設において爆発事故が起こり、機械が壊れました。不燃ごみの中にあつた、ガソリン容器が原因と見られています。施設では処理が停止しており、大変困っています。

不燃ごみを出す場合は、中身を除去、穴を空けるなど確認して出してください。

## 都留市グリーンアクションパートナー事業の参加票のデザインを募集します

採用されたデザインは「都留市グリーンアクションパートナー事業」の参加票ステッカーとして使用されるほか、参加事業者の自らの広告または宣伝に使用されます。参加票ステッカーの大きさは、約15cm×15cmのステッカーとして作製する予定です。

### 採用されたデザインの権利について

入賞した作品の著作権、意匠権については主催者に帰属します。なお、参加票ステッカーを作製する際にサイズやデザインについて若干の変更を行う可能性もあります。

募集期間 5月30日（金）まで

応募対象 市民年齢・性別は問いません）及び、市内事業所に通勤して働く人、市内にある学校施設に通学、通勤する学生、教育職員

応募方法 郵送、持参またはEメール

で次の事項を明記して応募してください。

① 作品名 ② 作品コンセプト ③ 郵便

番号、住所 ④ 応募者名 ⑤ 年齢 ⑥

連絡先の電話番号 ⑦ 事業所名（学校名）

⑧ 作品の大きさ 20cm×20cm以内

Eメール kankyousouzou@city.tsuru.lg.jp

個人情報について

応募者の個人情報、当デザイン募集の連絡・発表・通知・発送・案内など以外には使用しません。